

# 当日配布資料

この資料は報告会・講演会に参加いただいた方に会場で配布したものです。

## ● 八王子市保・幼・小子育て連絡協議会 平成17年度ブロック会議 **報告会・講演会**

平成18年2月4日（土）午後1時～4時30分

八王子市クリエイイトホール 5階ホール

**第1部 ブロック会議報告会**

**第2部 講演会**

「学園生活を安全に過ごすために～  
現代の子どもの体の変調と保護者・指導者相互の安全配慮」

講師 実践女子短期大学教授 日野一男さん

主 催 八王子市こども家庭課  
共 催 八王子市保・幼・小子育て連絡協議会  
参加協力団体 八王子市公立小学校校長会、八王子市私立幼稚園協会、八王子私立保育園協会  
市立保育園、市立学童保育所、市立児童館

# 目次

---

八王子市保・幼・小子育て連絡協議会とは	3
ブロック会議報告	5
第1ブロック	7
第2ブロック	13
第3ブロック	16
第4ブロック	17
第5ブロック	18
講師紹介	20
講演会資料	21

# 八王子市保・幼・小子育て連絡協議会とは

本協議会は、子どもがよりよい方向に育つよう導くために、保育園・幼稚園・小学校・児童館及び学童保育所などの関係機関が相互の連携を強めていき、情報交換をし、共通の問題として取り組む目的で活動を始めました。

毎年、連携に関する活動を行ってききましたが、昨年から市内を5つのブロックに分けて、地域ごとの会議を開催しています。今年度もブロック内のつながりを強め「顔の見える連携」にするため、ブロック会議を行いました。

今年度のブロック会議の活動内容は下記のとおりです。

- 1 名 称 八王子市 保・幼・小 子育て連絡協議会ブロック会議
  
- 2 主な活動内容
  - (1) 関係機関相互の連携強化のための情報交換
  - (2) ブロック内の子育てに関する問題についての検討
  - (3) 保育園、幼稚園、小学校、児童館、学童保育所、地域子ども家庭支援センターなど関係機関との連携強化
  
- 3 開催回数 各ブロック3～4回開催。
  
- 4 その他 協議会では、このブロック会議を受け、そのまとめ及び保・幼・小連携の重要性を共通認識するため、「**ブロック会議報告会・講演会**」を開催しています。

# 八王子市保・幼・小子育て連絡協議会とは

本協議会は、子どもがよりよい方向に育つよう導くために、保育園・幼稚園・小学校・児童館及び学童保育所などの関係機関が相互の連携を強めていき、情報交換をし、共通の問題として取り組む目的で活動を始めました。

毎年、連携に関する活動を行ってきましたが、昨年から市内を5つのブロックに分けて、地域ごとの会議を開催しています。今年度もブロック内のつながりを強め「顔の見える連携」にするため、ブロック会議を行いました。

今年度のブロック会議の活動内容は下記のとおりです。

- 1 名 称 八王子市 保・幼・小 子育て連絡協議会ブロック会議
  
- 2 主な活動内容
  - (1) 関係機関相互の連携強化のための情報交換
  - (2) ブロック内の子育てに関する問題についての検討
  - (3) 保育園、幼稚園、小学校、児童館、学童保育所、地域子ども家庭支援センターなど関係機関との連携強化
  
- 3 開催回数 各ブロック3～4回開催。
  
- 4 その他 協議会では、このブロック会議を受け、そのまとめ及び保・幼・小連携の重要性を共通認識するため、「**ブロック会議報告会・講演会**」を開催しています。

# ブロック会議報告

八王子市は広い市域を「身近なところで子育てしやすい環境を」という目的から、民生児童委員の協議会の地区や子育て関連施設の分布などを参考に5つのブロックに分けました。また、このブロックにはそれぞれ地域子ども家庭支援センターを設置して、地域のなかの子育て支援のネットワーク化をすすめています。

保・幼・小子育て連絡協議会でもこれに基づき、それぞれのブロック毎に会議を開催しました。

子ども家庭支援センター地域ブロック図



地域ブロック別保・幼・小一覧

ブロック別保育園・幼稚園・児童館・学童保育所・小学校・中学校一覧（平成17年度）										2006/2/1現在													
ブロック	地区	私立保育園			市立保育園			私立幼稚園			市立児童館			市立学童保育所			市立小学校			市立中学校			
1 (66)	第1	多摩文化	自由のこぼれ	千人	赤旗					千人館													
	第7	光明東山	山田	龍ヶ谷				たてまち	東豊ひろこ	龍ヶ谷													
	第13	高川	教養たけだ					みころち	高橋	高川													
	第15							八王子の森	セントラル	高橋													
2 (47)	第9	甲ノ原			中野	神田	なかの			中野	高木町	第九村	第九	中野五	高木	第二						ひまどり山	
	第10	多摩つばた	むらぐ	むらぐらうせ	石川		エスプラシタ			高木社	石川	第六村	第九	第十	大和田	第一						石川	
	第12	内堀第七																					
	第15							八王子まあり															
3 (64)	第2	内堀第一	自由のこぼれ				なかよし			内堀	八千町	第二	第七										
	第3	藤井	よろず		子登		八王子			寺町		第三	第六										
	第4	新井	八王子南	つくし	新井		まね	あしわ															
	第5	自由のこぼれ	日緑	みなみ緑のこぼれ	五野	みなみ野	教育	サンライズ	五野		片倉	自由	五野	自由第一	自由第二	自由第三	自由						
4 (67)	第14	山本	なみのり	光明東山			中央大学付属	聖徳学園多摩分校	西島		下橋	上橋小	自由中央	自由東	自由西	自由							
	第15	大塚	教養フレンド				あひのめ	緑ヶ丘緑蔭	松が谷		立野	西島	西島	松が谷	中山	中山							
	第16	新子あまなる	ゆまの第一	ゆまの第二			科立学園多摩	真智学園			高木町	高木	高木	高木	高木	高木							
	第18	高木町	このみ	けいけい森			多摩なかよし				高木町西	高木	高木	高木	高木	高木							
5 (57)	第9	八王子南	新井	鳥栖	八王子		八王子	八王子南の南	八王子		上島山	八王子南	八王子	八王子南	上島山	八王子							
	第10	フェリス	八王子				夕やけ																
	第11	光明第三	新井	科立第二			水鏡				川口												
合計		66		17		33		12		50		70		36									

ブロックによっては公立保育園がなかったり、児童館が一つしかないところが出てしまうため、連携や会議を円滑に行えるよう、一部の施設はブロックを越えてかかっています。

## 1、現状

### (1) 保・幼・小ブロック会議のもち方

- ・ 情報交換やお互いの交流を深めていくために、メンバー以外に1年生の担任・主幹など、多くの先生に参加してもらい、充実した会ができた。
- ・ 1・4回目小学校、2回目保育園、3回目児童館・学童保育所と、その都度場所を変えて会議をもった。前半の30分間、子どもたちの生活の様子を実際に見て理解を深めることができた。
- ・ 些細なことでも気軽に発言したり、相談したりできる雰囲気心がけ、お互いに親しくなれた。

### (2) 情報交換について

- ・ 情報交換を通して互いに理解を深めることができた。
- ・ 各施設の不審者への対応等、互いに参考になった。
- ・ お便りの交換を積極的にできた。

### (3) 連携・交流について

#### 事例1 山田小学校の幼稚園、保育園との連携

ねらい

山田小の1,2年生の生活科の授業は、「山田小プラン」という年間計画に基づき行っています。

冬まつりも、山田小プランの年間計画に位置づけ、1,2年生の必須単元として実施されています。

冬まつりは、次の3つの視点から進められます。

わかる(知識)・・・作り方・遊び方がわかる。楽しい遊びを考える。

感じる(感情・価値)・・・自分より小さな子どもたちに楽しんでもらう意義を感じる。

体験する(体験・行動)・・・切る・つなぐ・結ぶなどの基本的な技能を身に付ける。各クラスの店を作る。自分の役割を理解して、実行する。

この活動を通して、相手を思いやったり、気遣ったりすることを体験します。

構成

近くの幼稚園、保育園(山田保育園、ルンビニ幼稚園、めじろ保育園など)と連携して行います。

企画

1・2年生が、生活科の時間を利用して、お店やさんを出し、幼稚園や保育園の子どもたちを山田小へ招待するという内容です。毎年、3学期に行っています。

お店やさんは、お化け屋敷、ゲーム、手作りおもちゃなど、子どもたちが考えた遊びで、毎年いろいろなお店やさんが出ます。

活動の流れ

1、2年生は、この学習を図工、道徳、生活科、特別活動、算数、国語などの教科と関連して学習が進められます。

- ・ 1, 2年生の教師による打ち合わせ
- ・ 1, 2年生の児童による各クラスの出し物の打ち合わせ
- ・ 各クラスで準備
- ・ 園児におさそいの手紙を出す

当日の流れ(1・2年生による準備、体育館)

1. はじめのことば(児童)
2. 小学校より、幼稚園、保育園のみなさんにあいさつ(児童)
3. 冬まつりを行うにあたって注意してもらいたいこと(児童)
4. お店やさんの紹介
5. 先生より(教員の話)
6. お店やさん遊び(2時間ぐらい)
7. 終わりのことば  
(あと片付け)

毎年、子どもたちが楽しみにしている活動です。

## 2. 山田小の学童クラブとの連携

山田小学校は、めじろ台学童クラブと連携をしています。めじろ台学童クラブは、自主の学童クラブです。

放課後、山田小学校の中庭でよく遊びます。(校庭開放)

また、夏のプールと一緒に参加しています。(育成指導員と一緒に参加)

学童まつりも山田小の体育館で行っています。

育成指導員が、儀式的行事・学校公開やその他の行事に積極的に参加してくれています。

## 事例2、横山第二小学校と保育園・幼稚園との連携

《学校訪問の工夫》

ねらい(横山第二小学校側)

2年生に向けての期待や自覚を持つとともに、次の1年生にしてあげられることを考えて行動する。

交流相手

セントベル幼稚園・長房南保育園・横山第二小学校1年

主な活動

- ・ 交流会の計画を立てる。
- ・ 招待状を作り渡す。
- ・ 交流会(お店屋さん)の準備をしたり、プレゼント作りをしたりする。
- ・ 2月16日に交流会を開き、年長児達をもてなし、遊び、その後、学校を案内する。

成果と課題

- ・ 情報交換をして、互いに理解を深めることができた。
- ・ 年間を通しての継続したかわりが必要である。

## 《遊びを通した園児・児童との交流》

ねらい（横山第二小学校側）

- ・交流活動を通して、幼い保育園児との関係の持ち方を知り相手を思いやる態度を育てる。

交流相手

- ・稲荷森保育園、横山第二小学校4年

主な活動

- ・10月 稲荷森保育園を訪問
- ・11月 横二小で遊ぼう（校内探検など）
- ・1月 お正月遊びの交流

成果と課題

- ・相手を思いやったり、認めたりする気持ちが育ってきた。

## 事例3、長房小学校と保育園・幼稚園との連携

### 《ミニ子どもまつりを通した園児・児童との交流》

ねらい

- ・保育園や幼稚園の子どもたちと交流することを通して、相手を思いやったり、気遣ったりする体験をさせる。

交流相手

長房中央保育園、長房南保育園、長房西保育園、白百合保育園の各園の中で、日程の合う園の年長園児たちと交流している。（昨年度は長房中央保育園と）

活動内容

1・2年が合同で、ゲームや物づくりのお店を出し、保育園や幼稚園の年長園児を学校に招待し、一緒に遊んであげるという活動。

成果と課題

園児に優しくやり方を教えて取り組んでいる児童がたくさんいた。

保育園の子ども達を考えたお店づくりができた。

今後も保育園・幼稚園との交流を続けていきたい。

その他、入学前に長房中央保育園、長房南保育園、長房西保育園、白百合幼稚園と入学予定児についての情報交換会を行っている。子どもたちが抱えている課題に対して、共通理解を図るための良い機会である。

## 事例4、浅川保育園 『一枚の手紙 子どもの言葉に動いた大人たち』

12月のある日の夕暮れ時、卒園児のAちゃんが置手紙をしていきました。中身は『園長パパへ、あしたは子どもまつりがあります。12時にひがしあさかわしょうがっこうにきてね。』という内容でした。小学校からは招待状が届いていなかったのですが、せっかく卒園した1年生が招待してくれたのですからと思い、翌朝、問い合わせの電話を入れました。するとやはり本人の勘違いで、そのような計画はないということでした。しかし、「Aちゃんがもしそのような手紙を書いたのでしたらちょっとお待ちください。」という副校長先生の声を聞き、いったん電話を切りました。しばらくして副校長先生がうれしそ

うな声で「担任も、校長先生もOKが取れましたので、どうぞいらしてください。」と  
いって下さいました。そして、3,4時間目を利用した1年生の授業(子ども祭り)へ参  
加させてもらえることになったのです。突然学校訪問が出来た園児たちの喜びはもちろ  
ん、一年生たちの活動も活性化したようです。手紙を書いた本人も大変喜んで家庭にかえ  
って話したそうです。

#### 《子どもの思いを可能にした連携》

- ・子どもの言葉、思いに敏感に反応できる大人がいた。
- ・保育園と小学校がお互いに顔の見える関係にあったこと。  
小学校行事(参加、運動会、劇、音楽発表会等)への参加  
5年生との交流活動  
園長が学校評議員会のメンバーだった
- ・学校内での連携(柔軟な対応)が取れていること。オープンな雰囲気があること。
- ・保育園が異年齢保育をしており、縦のつながりが深い。

#### 《保幼小連携の意味と課題》

- ・子どもの思いに応えることができる人間関係と柔軟な組織の効果
- ・イベント型から、自然な交流が出来る顔の見える連携、組織づくり  
連携が人の異動や個人の資質で途切れないような、継続できるシステムの構築が必要で  
あり、移行期の子どもたちがスムーズな育ちを保障できるように連携していくことが求め  
られます。そのことは人間関係の広がりはもちろん、一人ひとりの負担感を少なくし、個  
別対応、教育プログラムの可能性を広げることにもつながります。そのためにも保・幼・  
小での人間関係の構築を組織の連携ととらえ、学校単位でシステム化していくことが必要  
です。そのことは地域の子育て支援にもつながっています。

#### 事例5、八王子ひまわり保育園 『つながり・・・保育園 学童 小学校』

ねらい 異年齢間における交流、親睦をはかり、低年齢児に対し思いやりの心を育て  
るように働きかける。また、年上に対する、憧れ、尊敬の心を育てるように  
働きかける。

保育園児にとっては、まさに憧れの対象であり、また、児童にとっては、良  
きお兄さん、お姉さんとなるチャンスである。

交流機関 八王子ひまわり保育園、館自主学童クラブ、横山第一小学校

主な活動 保育園と学童クラブに於いては、施設が隣接しているということで、日々の  
交流が自然と行われている。

園行事など、年間計画をお知らせし、いっしょに参加できるようにする。

(なつまつり、バザー、どんどやき、節分会など)

日常保育の中においても、児童といっしょに園庭等で、お兄さん、お姉さん  
ぶりを発揮し遊んでいる。

保育園と小学校においては、年長児が他の幼稚園と一緒に小学校に招かれ、  
児童たちから、小学校の楽しさ、勉強の面白さ等、伝えてもらう。園児は就  
学の楽しさ、期待がふくらむ様である。

他の活動 地域の子育てセンターとして「ひまわりひろば」を行っている。

## 事例6、白百合寺田保育園『小学校について知る』

交流相手 八王子市立緑が丘小学校

活動 小学校入学前の学校訪問において、年長児が小学校を訪問し、案内をしてもらっている。また、学校案内の後には、1年生の学級に入り、席を貸してもらい、1年生の気分を体験している。担任の先生からは、入学したらこんなに楽しいことがたくさんあるということや学校ってどんなところかについて話をしてもらい、短時間の授業体験をし、子どもたちも期待で目を輝かせて、良い印象が抱けた。全員でトイレに行き、実際に使用させてもらい、不安もとれたようだ。

成果 学校という未知の世界に入る前の不安を解決するという学校案内において、実際に児童の席につくという体験や、トイレの使い方や大便をしてもいいんだという話は、子どもたちにとって安心できることの1つである。そして、何よりも1年生の担任の先生に授業形式で話をしてもらったことが、年長児にとって入学したような気持ちになり、ますます就学に向けての期待が膨らんだ。そのおかげで、実際の入学後もスムーズに学校生活に入れたようだ。

## 事例7、八王子市立浅川児童館『児童館の地域連携、交流について』

主に児童館を利用している子どもたちが通う浅川小、東浅川小とは随時連絡を取り、情報交換している。

近隣の栢田小、山田小には今年度2回ずつ体育館を借りて児童館の遊びを提供する出張児童館を行っている。とくに栢田小ではサタデースクールと連携し、運営も手伝ってもらっている。

小学校の振替休日には、児童館に来館している幼児の親子と小学生が交流する場として「小学生といっしょ」を行っている。小学生が先生になって体操や手遊びをしたり、幼児と遊ぶなど異年齢交流の体験をしている。

また、市立高尾保育園とは年間2回、浅川市民センターを利用しての地域の子育て支援事業「にこにこひろば」を行っている。

## 2、課題

- ・ ブロック内には多くの小学校・保育園・幼稚園・学童保育所等があるのに、ブロック会議に出ているのはごく一部の施設の代表である。今後、より多くの施設が参加できる体制をどう組んでいくか。
- ・ 隣接する各施設の職員同士の交流（参観・話し合い）は、顔見知りになると同時に、情報交換を通して互いに理解を深めることができ有効であるが、忙しくて職員同士が交流する時間がなかなかもてない。（日程が合わない）
- ・ 就学児、特に問題を抱える子の情報（集団の中での様子・問題に対する対処の仕方）が、小学校入学以前に入ると、クラス編成やその後の指導に役立つが、情報交換がどの程度まで可能なのかわからない。
- ・ 就学児の入学前の学校訪問のさらなる工夫。及び、園児と小学校児童の継続的な交流をどう計画していくか。

### 3、対策

- ・ この取り組みをさらに広げ深めていくためには、各ブロックを、2~3校の小学校を単位としたグループに分け、その学区域のそれぞれの施設に参加してもらう。(保幼小の取り組みに対して温度差があるので難しいとは思いますが、)
- ・ 一度に全職員での交流は難しいので、1年の担任と入学してくる保育園・幼稚園の職員との交流だけでも図っていく。
- ・ 就学児の情報提供については、市である程度決まった様式があるとありがたい。
- ・ 児童同士の交流については、新年度計画を立てる段階でしっかり話し合い、確認しておく。

# ブロック会議報告会資料

## 2 ブロック

### 【現状】

外国籍の保護者とのやりとりから

#### 1. 言葉の問題

おたよりや連絡帳などの理解が難しい。

対応策として

- ローマ字へ変換。
- イラストをつける。
- 表現もなるべく簡潔にする。(微妙な言い回しが理解困難)
- おたよりを担任から直接保護者へ説明。

#### 2. 生活習慣の違いから生じる問題

宗教等の理由から特定の食品(豚肉)などを食べることが出来ない

来日以前と同様に生活出来るようにも受けとめる。

着替え・おむつなどをきちんと取り替えない。

幼稚園・保育園などで頻繁に着替え、清潔にしておく習慣が受け入れられない。洗濯の量が増えることにも難色を示す。

おむつも水分がかなり含まれた状態で登園することもある。

暑い日に長袖などの厚着をして登園する。

具体例 ぎょう虫検査などの衛生上の説明について。

習慣上、無い事なので、説明をして行った。

### 【問題】

第一回のブロック会で話題になったのは、外国籍の子ども達の個別支援の状況でした。しかし、保育園、幼稚園等で、個別に支援を受けている子は、外国籍の子ども達に限られません。生活場面で援助が必要な子もいれば、集団への抵抗感から一斉の活動(授業等)時には個別に対応することが必要なお子さんもいらっしゃいます。

そうした子ども達が、小学校、中学校に進学したときに、個別の支援が継続する必要性があると思われます。生活習慣、言葉、集団生活、学習活動等、様々な場面で、個別の支援を必要とする子ども達や家庭があったとき、進学等でその支援が途絶えてしまうのでなく、また、進学先でゼロからの取組みを始めるというのでなく、そうした情報を次に伝えることで、新しい生活への不安や負担を軽減することも課なのです。

しかし、就学時に次の施設(学校等)に伝達する手段が、ほとんどない、という現状です。

#### 【課題】

- 第2回、第3回のブロック会議ではこうした情報は、重要な個人情報であり、その取り扱いについては十分な配慮を持って行われるべきである。
- 進学時にこうした個人情報が伝えられることは、進学する子どもや保護者にも当然伝えられるべきであり、了解も必要。
- ケースによってはその保護者が、個別の支援を必要としていることを認めない場合も考えられる。

#### 【対策】

文書によって伝えることで、どんな情報が進学先に伝わるのか、子どもや保護者が確認できる。

全市で同一の書式を定めることで、公のものとして、送ることも、受け取ることも可能となる。

保護者が見ても、納得してもらえて、使いやすい新たな書類の作成をする。(現在、子どもの状況や支援の内容等を記入することが出来る書式は、市が持っているものの中では、障害のある児童を判定するための書類のみである。別紙1参照)

別紙2(試案)参照

施設の名前		記入者名	
お子さんの名前		種別（*参照）	

その子の特徴

個性（性格） 長所・短所	

好きなこと （あそび・活動）	
苦手なこと （あそび・活動）	

どんな援助をしてきたか

活動の中で	
遊びの中で	
日常生活習慣の中で	

育児相談・教育相談等の履歴（育児相談担当者名）

年 月 日	内容

就学後に期待すること

今後も必要と思われる援助	
その他	

保護者の理解

その子の特徴について	
援助の必要性について	
その他	

参  
考  
資  
料

\*1) 身体的・2) 精神的・3) 知的・4) 人間関係・5) 集中力

# ブロック会議報告会資料

## 3 ブロック

### 【現状】

社会状況や子育て、子どもたちのおかれている環境の様々な変化により、ブロック内施設についてもそれぞれ、悩みや問題を抱えている。保・幼・小のブロック会議により、じかに会って議論や話し合いをすすめることにより、子どもをめぐる問題について各施設が認識を共有することができつつあるが、施設数も多く、十分に連携が広がっているとはいえない状況である。

### 【問題】

ブロック会議では、情報の共有化と個人情報保護についての問題点、子どもたちの生活環境の変化、気になる子どもたち、ボーダー・グレーゾーン子どもたちへの対応、保護者との関わりについて等が問題としてあげられた。

### 【課題】

- ・ 情報を共有化して、各施設が連携をとりながら、継続して子どもの発達と成長を支援できるようなシステムづくり（八王子市としての共通シートの作成）
- ・ 関係施設による連携をさらに深め、広げていく。

### 【対策】

引き続き会議を継続し、一同に会して直接話し、情報の交換をしながら、問題の解決に努めるとともに、連携の輪を広げていく。

# ブロック会議報告会資料

## 4 ブロック

### 【現状】

小学校においては小一問題として、低学年の児童が騒いだり、教室に入らなかったりして混乱する実態がある。しかし一方で幼稚園・保育園は、就学前の5歳児はクラス活動もまとまりができ、充実している。

双方の中に違いがあることも認識し、子どもの実態・背景にあるものを見つめる必要がある。

### 【問題】

幼稚園・保育園と小学校の連携のあり方はどうなのか、日常のかかわりの中で行事や訪問・交流等がどうなのか、就学に向けたかかわりは充分されているか等、検討すべきではないか？

### 【課題】

- ・ 現状をふまえた上で、幼稚園・保育園と小学校がしっかり連携をとる。
- ・ 行事の際の交流や日常生活の中で交流をもつこと。就学児健診の利用や個人情報の伝達方法等を検討して、小学校生活をよりスムーズに行えるようにする。
- ・ 子どもたちの安全をどう守るかの対策。協議会が生きた役割を果たすこと。

### 【対策】

- ・ 就学に向けての情報伝達、情報提供を行う。
- ・ 交流を日常的により持つ。
- ・ 防犯上、必要な情報の共有をする。

# ブロック会議報告会資料

## 5 ブロック

### 【現状と問題】

保護者との関わり・対応

幼稚園・保育園・・・送り迎え時等に直接顔を合わせる機会が多い。

お便り帳などを使ってまめに連絡を取り合っている。

保護者に園での様子を伝えやすい。

小学校・児童館・・・保護者と顔を合わせる機会が少ない。

### 保護者は幼稚園・保育園と小学校との違いに戸惑う

学校では学級だより等発行してクラス内の様子をこまめに伝えている。

保護者に関する主な事例

- ・ 親が子をかばう
- ・ 子どもの話したことをすべて鵜呑みにする
- ・ 親同士の仲が悪い(子どもにも影響・・・一緒に遊ばせるな、など)
- ・ 子どものトラブルに親が出る
- ・ 祖父母に子育てを任せっきりの親
- ・ 子どもの非を認めない親
- ・ 細かいところまでつっこんでくる親、逆にいろいろ子どもの様子を聞いてほしいのにまったく関心を持たない親、などなど

交流、情報交換

現状では、幼稚園・保育園と小学校との子ども同士の交流、職員同士の交流はほとんど行われていない。

主な要因

- ・ お互いの都合が合わない
- ・ お互いに遠慮がある
- ・ (卒園後の)就学先が一ヶ所ではない
- ・ 職員の異動がある

### 【課題】

交流・情報交換

就学に関する情報交換

園・学校により対応はそれぞれ違う

- ・ 電話のみの問い合わせは断る

- ・ 小学校への情報提供を保護者に確認する場合がある
- ・ 問い合わせが来る学校と来ない学校がある（園側から情報を伝えたい子どももいる）

学校側 幼稚園・保育園時の様子が知りたい

幼・保側 幼稚園・保育園時の様子を伝えたい、就学後の様子が気になる

### 共通の書式があれば情報交換がスムーズ

この点についてはまだ課題が多い（文書ではなく、直接話したほうが伝わりやすい等）

職員同士の交流が必要 情報交換にもつながる（就学時の情報交換もしやすい）  
子ども達の交流にもつながる

### 【対策】

保護者との関わり・対応

トラブルの解決法は状況などによって異なるので、どの問題に対しても共通の答えが出るわけではないが、事例を出し合うことでお互いの参考になる。

今後も保護者との関わりについては意見を出し合い、お互いに、より良い方向へすすめるようにしていきたい。

交流・情報交換

現状での交流活動

- ・ 小学校見学 以前は学校の先生が校内を案内していたが、今は児童が園児を案内してくれる。
- ・ 学校公開時、自由に一年生の授業を見てもらう。
- ・ 作品展、音楽会を年長児の子ども達が参観した。今まで職員のみであったが、就学前の子ども達と参観できたことに意義があった。
- ・ 学童・小学校の職員と懇談を持った、など。

今後について

保・幼・小子育て連絡協議会をきっかけとして、幼稚園、保育園、小学校、児童館学童の職員が気軽に行き来が出来、**お互い無理のない形での交流**を実現していくことが今後の大きな課題。

それぞれに都合があり、日程の調整が難しいという問題点があり、代表者のみが集まる連絡協議会ですら年に3回しか行えない状況ではあるが、長季休暇中を利用して交流を行うなどの案も出て、来年度に向けての提案もいくつか出た。

最終的には代表園、学校だけでなくその他の園、学校が気軽に参加でき、たくさんの意見交換・交流が行われている会にしていきたい。

# 講師紹介

**講演会** 「学園生活を安全に過ごすために～現代の子どもの体の変調と保護者・指導者相互の安全配慮」

**氏名** 日野 一男 先生（ひの かずお / Kazuo Hino）

**所属** 実践女子短期大学 生活福祉学科 教授

**専門** スポーツ法学、不法行為、体育学、レクリエーション学

## 主な所属学会・団体

日本スポーツ法学会、日本体育学会、日本私法学会、日本教育法学会、国際パフォーマンス学会、学校事故から子どもを守る全国連絡会

## 最近の研究テーマ等

体育・スポーツ事故と指導者の責任、体育・スポーツ事故分析

## 著書

スポーツ事故、体育事故の被害者及び加害者側になる学校等からの相談に応じ、事故防止を検討しています。相談は常に受けています。

（この資料は、実践女子学園 / 実践女子短期大学のHPより一部引用させていただきました。）

# 学園生活を安全に過ごすために

～ 体の持つ事故潜在要因と指導管理者・子ども（保護者）相互の安全配慮義務～

実践女子短期大学教授 日野一男

## 第1章 体育・スポーツに関して

### 1. スポーツとは

スポーツの歴史的背景

原始時代・ピラミッドの時代・江戸時代・近代と現代

### 2. 発育期の身体特性

関節の未発達

体脂肪の増加による低い持久力

### 3. 現代の子どもに見られる体の変調

ディスレパシーによる姿勢の変調

近視の増加

左右視力の不均等による距離の非見積もり

運動不足による心肺機能の低下

運動不足による筋肉、骨の脆弱化（重い荷物を担げない、腰痛症の増加）

外遊びの減少による、敏捷性、緻功性の減少

土踏まずの形成が遅い（偏平足のため疲れやす、バランス感覚が悪い）

自律神経の未発達（体温調節力の低下）

ダイエット、スナック菓子等による食生活による強度の貧血症の増加

### 4. 中高年齢者の身体特性（加齢による）

組織の脆弱化（血管等）

自律神経の低下（体温調整の減少）

筋肉、骨の脆弱化

敏捷性、緻功性の減少

距離感覚の低下。

視力の衰え。

バランス力の低下。

関節の可動範囲の減少。

足運びの感覚的減少（けつまずき）

予備力の減少による治癒力の減退。（風邪を引きやすい。風邪や怪我が治りにくくなる）

総体的体力の低下。（疲れやすい）

5. 活動種目に内在する危険の不知による事故

6. 医学情報の不知による事故

7. 水泳逆飛び込みによる頸椎損傷

「横浜市立中学校水泳逆飛び込み頸椎損傷事件」

最高裁 昭. 62. 2. 6 高裁 昭. 59. 5. 30 地裁. 昭. 57. 7. 16

8. 泳げる人の溺水

耳から溺れる

喉から溺れる

ノーパニックで溺れる（過呼吸）

「国立大学付属高校水泳潜水授業中死亡事件」 大阪地判 平. 13. 3. 26

## 第2章 法律に関して

### 1. 刑事責任

刑法38条

「罪を犯す意志が無い行為は罰しない。但し、法律に特別の規定がある場合は、この限りではない」

過失傷害 (209条)

過失致死 (210条)

業務上過失致死傷 (211条)

重過失致死傷

### 2. 違法性の阻却

「違法とされる用件は備えているが、その行為の目的から考え、社会的秩序によって許される「社会相当性」の有る場合は、その違法性の推定を否定すること。

教育や鍛練のための体育・スポーツ活動、医療行為、等である。

### 3. 危険の同意（危険受認の法則）

スポーツ等を実施するに際しては、そのスポーツに内在する、だれもが防ぐことの出来ない事故は指導者もプレーヤーもお互いが納得して参加しているということで、怪我等に対する法的責任は無い。

#### 4. 民事責任

民法709条

「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」

民法722条2項（過失相殺）

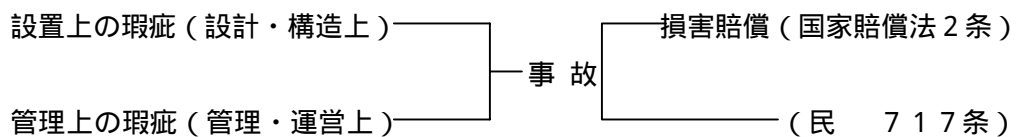
「被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得」

#### 5. 過失の理念

「しなければいけない事をしていないとか、してはいけない事をするとか、しなければいけない事をしていてもそれが当をえていないことを総じて過失といたしました。」  
「人の気風性質等によるということではなく、通常の十人並みの人が、その事柄の性質、それからその時その場所において通常与ふべき注意を欠くことといたしました。」

#### 6. 消費者契約法とスポーツ

#### 7. 施設の設置管理の瑕疵について



「公の営造物」 プール・グラウンド・回旋塔・スベリ台・シーソー等  
瑕疵の基準

「当該営造物の通常の利用者の判断能力や行動能力、設置された場所の環境等、具体的に考慮して当該営造物が本来備えるべき安全性を欠いている状態をいうものと解すべきである。」（市立保育園のスベリ台事故、昭和46.8.30 松山地裁判決）

#### 8. 損害保険と傷害保険

選手搬送中の運転者の交通事故

試合中の事故

練習場まで来る途中の事故

## 9. スポーツ活動と関連条文

### (民法)

委任	(643条)
準委任	(656条)
債務不履行	(415条)
代理監督者責任	(714条2項)
共同不法行為	(719条)
使用者責任	(715条)
生命侵害に対する慰謝料	(711条)
未成年の責任能力	(712条)
国家賠償法	(1.2条)

## 10. 指導と人権

### . セクハラ

#### . プライバシーの保護と教育・スポーツ活動

1789年 フランス人権宣言 第4条・11条

伝統的プライバシー 守る権利

現代的プライバシー 知る権利

プライバシー権の救済 民710条

判例に見るプライバシーの侵害要件

イ. 公開されたことが、私生活上の事実らしく受け止められるおそれのあるもの

ロ. 一般人の感受性を基準にして、当事者の立場に立った場合、公開を欲さないであろうと認められているもの

ハ. 一般の人にはいまだ知られていない事実であることを必要とし、このような公開によって、当事者が不快、不安の念を覚えたことを必要とするが、当事者の名誉、信用など直接的損害発生の有無はない。

教育・スポーツ指導における侵害とならないものとは

イ. 当事者(生徒・プレーヤー)の身体の安全確保に深くかかわる事項に関するもの。

(そばアレルギー事件・車椅子転落事件は生徒の知るべき情報を調べなかった結果の事件である。)

ロ. 直接的な教育指導や、進学、就職などにかかわるもので、当事者の利益となる情報

## 1 1 . 熱中症の予防

熱中症が発生しやすい環境及び罹患者の身体条件

- イ . 急な暑さと身体の不馴化
- ロ . 梅雨の晴れ間、夕立の後などの湿度の高いとき
- ハ . 体育館種目、地の厚い衣服、防具を使用する種目
- ニ . テスト直後の睡眠不足
- ホ . 生理中と生理の後先
- ヘ . 風邪気味や病後

熱中症の症状

- イ . めまい、顔面そう白、失神 ( )
- ロ . 頭痛、吐き気、脱力感、倦怠感 ( )
- ハ . 足、手、腹部の筋に痛みをともなうけいれん ( )
- ニ . 意識障害【言語がおかしい、意識混濁、意識がない】 ( )

当然のことであるが、これらの症状が順番どおりに現れるとはかぎらず、多くの熱中症事件は、熱けいれんあたりの症状を見落としした結果死に至ったものである。

尚、判例集における教師に対する刑事責任は、東京高裁、昭和51年3月25日判の「私立錦城高校ラグビー部夏期合宿中日射病死亡事件」の禁固2年執行猶予1年が最初である。

民事判例では、「高等学校柔道部熱中症死亡事件」

福島地会津若松支判 平 . 9 . 1 . 13

本件は地裁高裁ともに裁判史上まれな訴訟指揮がなされ、熱中症事件に対する司法の厳しい判断がなされたものである。

熱中症は、平成5年 NHK「クローズアップ現代」で全国に認識されたとと言える。

参考：

未熟児の網膜症と医師の責任

昭和40年代、医師側勝訴

昭和50年代、医師側敗訴

## 1 2 . 指導上の注意

具体的なわかりやすい言葉での注意をすること。

使用禁止、許可範囲の印は、はっきりとわかりやすくすること。進入禁止はロープ二本プラス注意書きを張ること。

許可した場所に絶対無い物は勿論、子供の持参した物はどこから持ってきたかを聞くこと。

本来の姿ではないものに変化していた場合はすぐに修理すること。

子供の使用する道具は子供の目線でチェックすること。

柱はグラウンド等との接地面の状態をチェックすること。

子供は約束を破り、野放図な行動をするものであるとの意識を常に頭におくこと。  
人は近道行動をする者であるとの意識も持っていること。

## 判 例

### 1. 「剣道少年団員タケトンボ制作中負傷事件」

福岡地判

昭．59．2．23

#### 概要

剣道少年団のレクリエーション行事でタケトンボを制作していたところ、指導者の注意を忘れ、指導者に直してもらったタケトンボをその場で飛ばしたため、他の団員の眼を負傷させた。

裁判所は、指導者にも安全配慮義務違背ありとした。

### 2. 「中学生スポーツクラブ鉄棒練習中落下負傷事件」

東京地判

平．3．10．18

#### 概要

スポーツクラブにおいて、コーチの指導のもと難度Cのトカチェフ練習中、バーを飛び越すことができず、落下することがわかっていたのに、補助のためバーの真下にいた指導者が補助をしなかったため、運悪く大腿部がバーに接触し頭から落下、全身マヒの障害を被った。

裁判所は、補助のため真下にいたにもかかわらず、何らの補助態勢をもとらなかった指導者の責任を認めた。

### 3. 「小学生朝礼台転落負傷事件」

大阪地判

昭．45．6．24

#### 概要

3年生の眼の検査が保健室で行われるため運動場で待機していたところ、女子児童が昇ることを禁止されている朝礼台に昇り転落負傷した。

裁判所は、平素禁止されている行為により負傷した場合、低学年であっても、自己の行動の是非を判断できる年令に達していたとして、指導者の責任を否定した。

4. 「スキー滑降中衝突負傷事故」

東京地判 平・2・9・27

概要

初心者をつれた父親が中上級者コースにきて、自分の意志で動静をコントロール出来ない子どもを漫然と滑らせた結果、暴走滑落し原告に衝突し負傷させた。

被告側は、不特定の人を滑るスキー場での衝突は違法性の阻却事由にあたるとした。

裁判所は、技術の伴わないものを漫然と急斜面を滑降させたことは、社会相当性をこえているとして親の責任を認めた。

5. 「高校柔道部員熱中症死亡事件」

福島地会津若松地判 平・9・1・13

概要

柔道部員が合宿において水分補給が上手くされず、熱中症で死亡した。

裁判所は指導者の責任を認め

6. 「小学校水泳授業中後頭部打撲誤診死亡事件」

東京地判 平・11・12・6

概要

小学校女児童が水泳授業中、他児童と衝突し脳障害が発生していたが、医師は癲癇と思いい込み他病院に転送された後、死亡した。

裁判所は、医師が脳への障害等を検討しなかった過失を認めた。

7. 「小学生卓球台収納中負傷事件」

大阪高判 平・9・11・27

概要

小学4年の男子児童が、120キロの卓球台を友達と収納しようとしたところ、卓球台のバランスがくずれ下敷きとなり負傷した。

裁判所は、非力な子どもにおいてはかなり大きな扱いにくいもので、児童に収納を任せきりにした教師の安全配慮責任を認めた。

8. 「ミニバスケットボール試合中失明事件」

鳥取地裁米子支部 昭・63・2・18

概要

体育授業中のミニバスケット実施中、他の児童の手が眼にあたり、それが原因で失明した。

裁判所は、教師の過失を否定した。

9 . 「尋常小学校梯子転倒児童死亡事件」

大審院判

大 . 7 . 10 . 21

概要

尋常小学校の運動場において助木に梯子を立て掛けてあったところ、3年生の児童の上に倒れ児童が死亡した。

裁判所は、梯子の立てかたについて危険を防止するに足るべき相当の方法をとったかどうかを審査せず、故意又は過失がなかつたと判断したのは、真理不十分として控訴院に差し戻した。

10 . 「女子中学生用便中置き去り精神障害事件」

神戸地判

昭 . 57 . 12 . 16

概要

市立中学の補習授業の後用便していたところ教師がその生徒を看過し、戸締まりをしたため、暗闇に約5時間放置され精神障害を被った。

裁判所は、残留生徒がいないかどうかを確認する義務があるとして、損害賠償を認めた。

11 . 「介添え中障害者車椅子より転落負傷事件」

大阪地判

平 . 1 . 7 . 27

概要

腎臓機能障害として身体障害者一級の認定をされていた私立中学一年の生徒が、同級生が善意の介添えにより車椅子を押して出入口より出ようとした時、前輪が引っ掛かり転落し、両大腿部を骨折した。

裁判所は、障害を持った生徒を受け入れるに際し、受け入れの認識の甘さがあったとし、損害賠償を認めた。

12 . 「小学生そばアレルギー異物誤飲死亡事件」

札幌地判

平 . 4 . 3 . 30

概要

そばアレルギーにかかっていた児童が、担任の注意を無視し、給食のそばを食べた。その後、口の周りが赤くなったと担任に申し出たので担任は、母親に電話をした上、児童をひとりで早退させた。その結果、帰宅途上においてそばアレルギーによる強度の喘息発作により異物を誤飲し、窒息死した。

裁判所は、教諭の児童に対する看護義務違反を認め、損害賠償を認めた。

### 13. 「学童保育児童ブランコ衝突事件」

大阪地判

昭. 63. 1. 23

#### 概要

指導員の指導のもとに公園内のブランコで遊戯中、ブランコを押したくなった児童が後ろに回ってブランコを押そうと思ったが、ぬかるみで靴を汚すと叱られることを危惧し、爪先立ちで押したことから、バランスをくずしたか、ぬかるみですべったかして転倒し、揺り戻してくるブランコを避けられず衝突し負傷した。

裁判所は、指導員の過失を認めた。過失相殺7割

### 14. 「転倒日時計下敷き事件」

東京地判

平. 9. 11. 21

#### 概要

学校行事の持久走を見学していた児童が、100キロを超えたコンクリート製日時計が転倒し下敷きになり死亡した。

裁判所は、設置の瑕疵をみとめた。過失相殺3割。

### 15. 「小学生遠足崖転落死亡事件」

浦和地判

平. 3. 10. 25

#### 概要

県立自然公園での遠足において、小学校4年の女子児童が、昼食後の自由時間に、斜面のある広場で遊んでいたところ、高さ4メートルの崖から転落し、外傷性くも膜下出血で

裁判所は、斜面の下方まで確認の下見をしていれば、具体的な注意が与えられたとして、教師の注意義務違反を認めた。